## 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画 第4章【別版】

## [放課後子ども総合プラン編]

## 1 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

#### (1) 内容

労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活 の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図るものです。

本市では、市が設置し地域運営委員会等への委託により実施する児童クラブのほか、市が助成を行っている民間児童クラブ等において、放課後児童健全育成事業が行われています。

※児童クラブについては、本編82~89ページに量の見込み及び確保方策を記載

#### 2 新·郷中教育推進事業(放課後子供教室)

## (1) 内容

放課後等に小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちが安全・安心に過ごす中で、地域の参画を得ながら、異年齢集団のよさを生かした学習や体験・交流活動等の取組を実施することにより、次代を担う人材育成を推進します。

#### (2) 平成31年度までの整備計画

平成31年度までに市内全小学校区に整備することを目指します。

# 3 一体型を中心とした児童クラブ及び放課後子供教室の整備

#### (1) 内容

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めます。

# (2) 一体型の児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成される べき目標事業量

平成31年度までに56校区(90箇所)実施することを目指します。

# (3) 児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的方策等

児童クラブ、放課後子供教室の担当部署が定期的に協議を行うほか、 放課後児童支援員と放課後子供教室のコーディネーターが打ち合わせを行 うことにより、児童クラブの児童が円滑に参加できるよう努めます。

また、健康福祉局と教育委員会で協議を行い、余裕教室の徹底活用等を図るほか、実施にあたっての責任体制について検討を進めます。

なお、児童クラブの開所時間の延長については、民間児童クラブにおい て実施している校区もありますが、その拡充については、今後検討します。

※ 一体型の児童クラブ及び放課後子供教室:全ての児童の安全・安心な居場所 を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を 含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

(「放課後子ども総合プラン」について 平成 26 年 7 月 31 日 26 文科生第 277 号、雇児発 0731 第 4 号通知より)。